○関東地方整備局告示第七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日　関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
六号	土浦市上高津新町一七三番一五地先から同市佐野子字芝原一四三四番地先まで	関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月二十五日

○関東地方整備局告示第七十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日　関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	八王子市中野上町一丁目七五五番二六から同市中野山王二丁目七一〇番二まで	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月二十五日

○関東地方整備局告示第七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日　関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名

一般国道　十六号	占用を制限する区域	図面縦覧場所
	東京都八王子市中野上町一丁目七五五番二六から同市中野山王二丁目七一〇番二まで	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年三月二十五日

○関東地方整備局告示第八十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関について、同法第七十七条の三十四第一項の規定により、確認検査の業務を廃止する旨の届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年三月二十四日

関東地方整備局長　大西　亘

指定番号	指定確認検査機関の名称	確認検査の業務を行う事務所の所在地	指定の区分	業務区域	廃止する年月日
二十五	ソコテック・サーティフィケーションジャパン株式会社	東京都千代田区大手町一丁目7番2号	省令第十五条第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号までに掲げる区分	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、山梨県及び長野県の全域	平成二十九年三月三十日

○北陸地方整備局告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日　北陸地方整備局長　中神　陽一

一　道路の種類及び路線名

一般国道　百五十九号	占用を制限する区域	図面縦覧場所
	かほく市木津口三四番三から同市木津口三二番一まで	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年三月二十五日

○北陸地方整備局告示第二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日　北陸地方整備局長　中神　陽一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十九号及び二百四十九号	かほく市木津口三四番三から同市木津口三二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月二十四日

○近畿地方整備局告示第五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十四日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　東部大阪都市計画道路事業三・三・二百十―五十二号内里高野道線

三　事業施行期間　自平成二十九年三月二十四日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府枚方市長尾家具町一丁目及び二丁目、北山一丁目並びに長尾峠町地内

使用の部分　なし